

平成29年11月27日 制定
令和4年6月27日 改定
令和5年3月31日 改定

角田市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

角田市農業委員会
会長 遠藤 裕一

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、角田市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針（以下「指針」という。）を下記のとおり定める。

記

I. 指針の基本的事項について

【指針の目的】

農業委員会の必須業務に位置付けられる「農地等の利用の最適化の推進（以下「最適化」という。）」を、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局が、同一の方向性で組織一体的に実施していくものとして、指針を定めるものである。

また、角田市を始めとする関係機関等とも連携・協力することを前提に最適化を進めていくものとして、角田市が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市構想」という。）等を尊重するものとする。

【指針の期間】

市構想の計画期間と連動し、長期的な視点で最適化を進めていくものであるが、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）の任期が概ね3年間であることから、指針では、長期的な目標を示すとともに今後3年間の具体的な目標と取り組み方法等についても示すものとする。

Ⅱ. 農地等の利用の最適化の方向性について

1. 遊休農地の解消・発生防止について

(1) 解消・発生防止目標

現状値：

遊休農地率 0.92% (令和3年度末)

短期目標：

遊休農地率 0.9%以下の達成 (令和6年度末)

長期目標：

遊休農地率 0.9%以下の維持 (令和12年度末)

【目標設定の考え方】

全ての遊休農地を解消していくことが理想であるが、担い手の高齢化及び離農、イノシシ等による鳥獣被害、その他の社会情勢により、全国的にも遊休農地は発生しやすい状況にあることを鑑み、既存の優良農地が遊休農地化することを防ぐことに重点を置くものとし、令和3年度末時点での遊休農地率 0.92%について、令和6年度末を目標に遊休農地率 0.9%以下を達成し、以後その水準を維持することを目標にする。

【参考となる根拠・数値等】

①遊休農地率とは、1号遊休農地面積が管内農地面積（耕地面積に1号遊休農地面積を加えた面積）に占める割合となる。

例：令和3年度の農地利用状況調査で把握した1号遊休農地 41.0ha。

令和3年度の耕地及び作付面積統計調査における耕地面積 4,410ha。

遊休農地率は $41.0\text{ha} / (41.0\text{ha} + 4,410\text{ha}) = 0.92\%$ となる。

(2) 遊休農地の解消・発生防止に向けた具体的な取り組み方法

①農地パトロール（農地利用状況調査）の実施徹底

当該農地が耕地（不作付地）又は非農地であるかどうか適正に判断し、市内の優良農地及び遊休農地を的確に把握することで、最適化に繋げるものとする。

また、農地パトロールが正確に実施されるよう、適宜研修等を行う。

②農地中間管理機構へのあっせん強化

遊休農地の所有者に対して行う農地利用意向調査を通して、当該遊休農地が農地中間管理機構へ貸し付けられるよう、丁寧に誘導していく。

③地域の環境保全活動の取り組み促進

所有者個人で管理が困難な農地や担い手不足により借り受けられない農地については、遊休化しないように地域での環境保全活動が大切となってくる。その環境保全活動が活性化するよう、啓発活動等を行う。

例：多面的機能交付金、中山間地域等直接支払交付金の活用。

④非農地化の実施検討

農地パトロールにおいて、再生困難な農地と判断できた農地について、所有者や関係機関と調整のうえ、非農地化を段階的に進めていくことで、農地以外の利用方法による管理を促していく。

(3) 遊休農地の解消・発生防止の評価方法

遊休農地の解消・発生防止の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

現状値： 集積率 52.3% (令和2年度末)

短期目標： 集積率 65% (令和6年度末)

長期目標： 集積率 90% (令和12年度末)

【目標設定の考え方】

当面は、現在の集積増加面積を維持しながら、将来の集積・集約に向けた地域での話し合い活動を重点的に進めていくものとして、令和6年度末時点で65%の集積率を目標とする。平成28年度から令和2年度までの集積率の増加割合の平均値は約3%であり、この水準を令和6年度末まで維持することで、65%の集積率となるもの。

また、この間の話し合いの成果として、集積及び集約をさらに推し進め、令和12年度末で90%の集積面積を達成することを長期的な目標とする。

【参考となる根拠・数値等】

- ① 市構想において、令和12年度末時点での担い手への農地利用集積目標は90%を目標としている。
- ② 担い手の定義は、認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営、認定新規就農者となる（農林水産省「担い手の農地利用集積状況調査」より。）。
- ③ 令和2年度末での集積面積は2,308ha。耕地面積は4,410ha。
集積率は $2,308\text{ha} / 4,410\text{ha} = 52.3\%$ となる。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

①集積に向けた地域の話し合いの促進

人・農地プランの検討会等の話し合いの場面に積極的に参加し、農地の集積・集約が行われやすい地域環境の構築に努める。

また、集落営農等を進める地域では、地域の合意、地域力の掘り起し等が必要とされる場合もあるため、そうした地域の話し合いの場としての支援にも努める。

②離農者等の把握

将来離農すると考えられる農家（後継者がいない耕作者等）を把握し、将来の集積が計画的に行えるよう、地域と連携した話し合いを行う。

③農地の出し手と受け手の結び付け

農地の出し手と受け手が結び付くよう、(公社)角田市農業振興公社と連携して取り組んでいく。

④情報支援

担い手の経営基盤が強化できる情報について、関係機関と協力しながら情報提供を行う。なお、国においても法人化を進めているところであり、法人化に関する情報提供も行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 新規就農者数

2人/年間

【目標設定の考え方】

市構想において、新規就農者数について親元就農を除き年間2人を目標としており、これと同数を目指とする。新規参入を促進しながら、認定農業者となれる経営体となるよう育成支援を行うもの。

【参考となる根拠・数値等】

①市構想では、令和12年度末で農業経営改善計画の認定経営者数190経営体を目指している。内訳は、個別経営体160、組織経営体30となる。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

①新規就農を検討している青年等への相談実施

地域において、新規就農を検討している青年等を把握するとともに、関係機関と協力・連携しながら就農相談等を行い、新規就農者の確保に努める。

②フォローアップの実施

新規就農以後においても、関係機関と協力・連携しながら営農に関する相談等を行う。

③情報支援

新規就農や企業参入に関して、関係機関と協力しながら情報提供を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

Ⅲ. 「地域計画」の目標を達成するための役割について

角田市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、角田市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

Ⅳ. 指針の評価と見直しについて

指針で定める3年間の期間が満了後（農業委員等の任期満了後）において、新たに任命及び委嘱される農業委員等はこれまでの取り組み等を評価し、指針を見直すものである。

ただし、指針の期間において、取り組みの達成状況や社会情勢の変化等、指針を見直すことが必要となった場合は、適宜指針を見直すことができるものとする。

Ⅴ. 農地等の利用の最適化に関する改善意見について

農業委員会は、農地等の利用の最適化の取り組みを行う他、この取り組みをとおして得られた情報（評価結果等）をもとに、必要に応じて関係機関に対して、担い手への支援等その他最適化に関する施策の改善意見を提出するものとする。